

福島県学校教育審議会 教育公聴会傍聴要領

1 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) 刃物その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を持ち込まないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケン、その他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議における発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (5) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 携帯電話その他電源により音声を発する機器を携帯する場合は、あらかじめ電源を切るかマナーモードに設定すること。
- (8) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (9) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

2 会議の秩序の維持

- (1) 上記1のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が、以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、又は緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。